

News Release

2018年10月29日

電子決済等代行業者との接続に係る基準について

株式会社福岡銀行（取締役頭取 柴戸 隆成）は、銀行法等の一部を改正する法律（2018年6月1日施行）に基づき、「電子決済等代行業者との接続に係る基準」を策定しましたので、お知らせいたします。

当行は、お客さまにとって付加価値の高い金融サービスを提供するため、A P I を積極的に公開・活用し、電子決済等代行業者と連携・協働してオープンイノベーションを推進してまいります。

内容につきましては、以下をご覧ください。

- 電子決済等代行業者との接続に係る基準

《 本件に関するご照会先 》
福岡銀行 デジタル戦略部 サービスイノベーション推進室
担当：口石、平川
TEL 092 - 723 - 2566

以上